

# 保険料払込免除特約 **無配当**



## 特長

**三大疾病・障害状態・要介護状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが不要となります。**

主契約の被保険者が次の状態になられたときは、主契約と付加された特約について、以後の保険料のお払い込みが不要となります。

- 三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)で所定の状態になられたとき
- 所定の障害状態、所定の要介護状態になられたとき

**70歳まで自動的に更新します。**

この特約の保険期間は、主契約および特約の保険料払込期間がすべて満了するときまでとなります。

主契約が自動更新するときは、保険料払込免除特約も同時に更新します。ただし、保険料払込免除特約を付加している場合、主契約の自動更新は、最長70歳までとなります。

- 更新可能なご契約については、事前に当社よりご連絡いたします。

**解約返戻金はありません。**

保険期間をとおして解約返戻金はありません。

## 仕組とご契約例

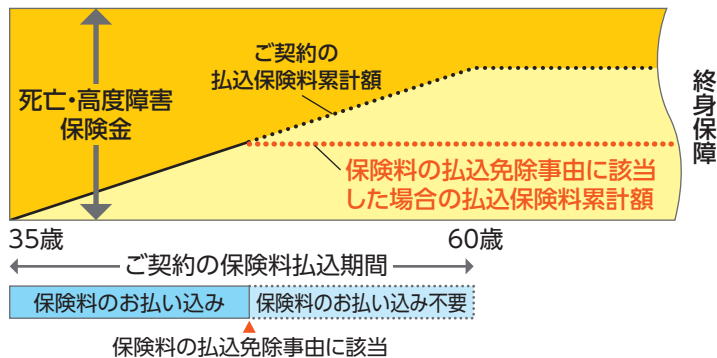
図はイメージです。

- 被保険者：35歳 ● 保険金額：1,000万円
- 保険期間：終身 ● 保険料払込期間：60歳まで

### 有期払込終身保険

#### 個別扱月払保険料

保険料払込免除特約を付加	男性：30,847円	女性：28,670円
保険料払込免除特約なし	男性：28,910円	女性：26,870円
保険料払込免除特約部分	男性：1,937円	女性：1,800円



終身保障

## 保険料の払込免除事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

対象となる疾病等	払込免除事由
下記を除く悪性新生物(がん) 上皮内がん/悪性黒色腫を除く皮膚がん/責任開始期から90日以内に診断確定された乳がん	責任開始期以後に責任開始期前を含めて初めてがんに罹患したと、医師によって診断確定されたとき
<b>三大疾病</b> 急性心筋梗塞 虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞	責任開始期以後に左記の疾病を発病し、医師の診療を受けた日から60日以上労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限が必要な状態)が継続したと医師によって診断されたとき
脳卒中 脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞	責任開始期以後に左記の疾病を発病し、医師の診療を受けた日から60日以上言語障害・運動失調・麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
障害状態	傷害または疾病が原因で所定の障害状態*になったとき
要介護状態	傷害または疾病が原因で所定の要介護状態*になり、その状態が180日継続したとき

\* 所定の障害状態、所定の要介護状態については、裏面をご覧ください。



## ご契約に際して

### 特約を付加できない場合

次の場合はこの特約を付加できません。

- ◆ 被保険者の年齢が15歳未満の場合
- ◆ 主契約の保険料払込期間が70歳を超える場合
- ◆ 主契約・特約の保険料払込期間が5年未満の場合
- 他にも主契約・特約の種類などにより、付加できないことがあります。

### 所定の障害状態

(詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)

- ◆ 国民年金法施行令第4条の6別表(2004年4月2日現在)の障害等級1級・2級、厚生年金保険法施行令第3条の8別表第1(2004年4月2日現在)に定める程度の障害の状態(下記)があり、かつ、その状態が永続的に回復しない状態をいいます。
  - 両眼の視力(きょう正視力)が0.1以下に減じたもの
  - 両眼の視野が5度以内のもの
  - 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
  - 中等度の平衡機能の障害のために、労働能力が明らかに半減しているもの
  - そしゃくまたは言語の機能に相当程度の障害を残すもの
  - 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
  - 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
  - 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
  - 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
  - 一上肢のおや指およびひとさし指を失ったもの、またはおや指もしくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの
  - おや指およびひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの
  - 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
  - 両下肢の10趾の用を廃したもの
  - 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
  - 身体の機能に、労働が著しい制限を受けるかまたは労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
  - 精神または神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

### 所定の要介護状態

(詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)

- ◆ 次のいずれかの状態をいいます。
    - 常時寝たきり状態で、下表のaに該当し、かつ、下表のb～eのうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- (a) ベッド周辺の歩行が自分ではできない。  
 (b) 衣服の着脱が自分ではできない。  
 (c) 入浴が自分ではできない。  
 (d) 食物の摂取が自分ではできない。  
 (e) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。
- 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

### 保険料払込方法

- ◆ この特約にかかる保険料の払込方法は主契約の払込方法と同一になります。

### 総合医療保険に付加した場合

- ◆ この特約の保険期間中には、保険期間を年満了・歳満了から終身保障へ変更することはできません。

### 買増権保証特約(92)と同時に付加した場合

- ◆ 保険料払込免除特約と買増権保証特約(92)を同時に付加した場合で、保険料の払込免除事由に該当したときは、買増権保証特約(92)は消滅します。

### ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

## ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ  
 ホームページ <http://www.sonymlife.co.jp>

担当の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。